

社援保発 0329 第 5 号  
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）

「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「境界層該当者の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 21 日社援保発第 0921001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、保護の実施に遺漏なきを期されたい。

新 旧 対 照 表

「境界層該当者の取扱いについて」（平成17年9月21日社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">社援保発第0921001号 平成17年9月21日</p> <p style="text-align: center;">[最終改正] <u>社 援 保 発 0 3 2 9 第 5 号</u> <u>令 和 6 年 3 月 2 9 日</u></p>	<p style="text-align: right;">社援保発第0921001号 平成17年9月21日</p> <p style="text-align: center;">[最終改正] <u>社 援 保 発 0 7 2 7 第 1 号</u> <u>令 和 3 年 7 月 2 7 日</u></p>
<p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者、同令第29条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者、同令第38条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、<u>同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロ</u>の規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者、同規則第113条第4号に規定する要保護者及び同規則第172条の2において準用する同規則第83条の5第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和3年7月5日付け老介発第0705第1号老健局介護保険計画課長通知）により都道府県及び市町村あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成17年10月1日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成12年7月14日社援保第44号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。</p> <p>また、本通知については、老健局介護保険計画課と協議済みであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な取扱い （1）境界層該当者と境界層該当措置について 以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。 ア （略）</p>	<p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者、同令第29条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者、同令第38条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ<u>若しくは同項第9号ロ</u>の規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者、同規則第113条第4号に規定する要保護者及び同規則第172条の2において準用する同規則第83条の5第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和3年7月5日付け老介発第0705第1号老健局介護保険計画課長通知）により都道府県及び市町村あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成17年10月1日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成12年7月14日社援保第44号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。</p> <p>また、本通知については、老健局介護保険計画課と協議済みであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な取扱い （1）境界層該当者と境界層該当措置について 以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。 ア （略）</p>

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービス（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。以下同じ。）又は滞在費の負担限度額（介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型個室的多床室を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、従来型個室（介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に限る。以下「従来型個室（特養等）」という。）を利用するときには1日につき「820円」、「420円」又は「320円」が、従来型個室（介護老人保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。以下「従来型個室（老健・医療院等）」という。）を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、多床室を利用する場合には「370円」又は「零円」が適用され、特定入所者介護サービス費（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）又は特定入所者介護予防サービス費（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第13条（平成9年法律124号）第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型個室的多床室を利用するときには1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」が、従来型個室を利用するときには1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」が、多床室を利用する場合には「370円」又は「零円」が適用され、介護保険法施行法第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

エ～キ （略）

ク 要保護者であつて、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロの規定に基づき、より低い標準割合（10分の4.55（同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の6.85（同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の6.9（同令第3

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービス（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。以下同じ。）又は滞在費の負担限度額（介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型準個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、従来型個室（介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に限る。以下「従来型個室（特養等）」という。）を利用するときには1日につき「820円」、「420円」又は「320円」が、従来型個室（介護老人保健施設サービス、介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。以下「従来型個室（老健・療養等）」という。）を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、多床室を利用する場合には「370円」又は「零円」が適用され、特定入所者介護サービス費（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）又は特定入所者介護予防サービス費（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第13条（平成9年法律124号）第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型準個室を利用するときには1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」が、従来型個室を利用するときには1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」が、多床室を利用する場合には「370円」又は「零円」が適用され、介護保険法施行法第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

エ～キ （略）

ク 要保護者であつて、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合（10分の5（同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の7.5（同令第38条第11項又は第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定め

8条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13、10分の15、10分の17、10分の19、10分の21若しくは10分の23又は同令第39条第1項第1号から第13号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合(同条第5項から第7項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

区分	境 界 層 該 当 措 置													
(略)	(略)	(略)												
イに掲げる者	(イ)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費又は滞在費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>従来型個室 (老健・医療院等)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	(略)	(略)	ユニット型個室的多床室	(略)	(略)	(略)	従来型個室 (老健・医療院等)	(略)	(略)	(略)
居室の種類	適用された後の額													
(略)	(略)													
ユニット型個室的多床室	(略)													
(略)	(略)													
従来型個室 (老健・医療院等)	(略)													
(略)	(略)													
ウに掲げる者	(ウ)	<p>特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	(略)	(略)	ユニット型個室的多床室	(略)	(略)	(略)				
居室の種類	適用された後の額													
(略)	(略)													
ユニット型個室的多床室	(略)													
(略)	(略)													
(略)	(略)	(略)												

た割合(同条第5項から第7項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

区分	境 界 層 該 当 措 置													
(略)	(略)	(略)												
イに掲げる者	(イ)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費又は滞在費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>従来型個室 (老健・療養等)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	(略)	(略)	ユニット型準個室	(略)	(略)	(略)	従来型個室 (老健・療養等)	(略)	(略)	(略)
居室の種類	適用された後の額													
(略)	(略)													
ユニット型準個室	(略)													
(略)	(略)													
従来型個室 (老健・療養等)	(略)													
(略)	(略)													
ウに掲げる者	(ウ)	<p>特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	(略)	(略)	ユニット型準個室	(略)	(略)	(略)				
居室の種類	適用された後の額													
(略)	(略)													
ユニット型準個室	(略)													
(略)	(略)													
(略)	(略)	(略)												

クに掲げる者	<p>(ク) 保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の4.55(同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の6.85(同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の6.9(同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13、10分の15、10分の17、10分の19、10分の21若しくは10分の23又は同令第39条第1項第1号から第13号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合(同条第5項から第7項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))が適用される。</p>
--------	--

(2) (略)

2 (略)

3 証明書等の記載

(1) (略)

(2) 添付書類

境界層措置は、表中の(1)～(5)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)～(ナ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(ナ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)・(ウ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)～(キ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画及び介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下「ケアプラン」という。)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載され

クに掲げる者	<p>(ク) 保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の5(同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の7.5(同令第38条第11項又は第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合(同条第5項から第7項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))が適用される。</p>
--------	---

(2) (略)

2 (略)

3 証明書等の記載

(1) (略)

(2) 添付書類

境界層措置は、表中の(1)～(5)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)～(チ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(チ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)・(ウ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)～(キ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画及び介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下「ケアプラン」という。)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載され

た額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

ア 多床室を利用する場合

(ア)～(ケ) (略)

(コ) 基準額に標準割合の「 $24/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $23/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(サ) 基準額に標準割合の「 $23/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $21/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(シ) 基準額に標準割合の「 $21/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $19/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ス) 基準額に標準割合の「 $19/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(セ) 基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ソ) 基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(タ) 基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(チ) 基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ツ) 基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(テ) 基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $6.9/10$ 」(介護保険法施行令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額

(ト) 基準額に標準割合の「 $6.9/10$ 」(同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $6.85/10$ 」(同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額

(ナ) 基準額に標準割合の「 $6.85/10$ 」(同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $4.55/10$ 」(同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額

※(コ)～(ナ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

イ (略)

ウ ユニット型個室的多床室を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①から③(③については旧措置入所者のみ)の順に減額される。

① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1668円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

た額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

ア 多床室を利用する場合

(ア)～(ケ) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(コ) 基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(サ) 基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(シ) 基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ス) 基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(セ) 基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

(ソ) 基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $7.5/10$ 」(介護保険法施行令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額

(タ) 基準額に標準割合の「 $7.5/10$ 」(同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $7.5/10$ 」(同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額

(チ) 基準額に標準割合の「 $7.5/10$ 」(同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $5/10$ 」(同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額

※(コ)～(タ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

イ (略)

ウ ユニット型準個室を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①から③(③については旧措置入所者のみ)の順に減額される。

① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1668円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

③ 居住費の特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

エ (略)

オ 従来型個室(老健・医療院等)を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

①・② (略)

4 (略)

(別添)

境界層該当証明書

(略)

添付書類

境界層該当措置の内容		減額される自己負担(月額)																
(1)	(略)																	
(2)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費等の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(老健・医療院等)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旧措置入所者の場合】 特定介護サービスに係る居住費等の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	(略)	(略)	ユニット型個室的多床室	(略)	(略)	(略)	従来型個室(老健・医療院等)	(略)	(略)	(略)	居室の種類	適用された後の額			
居室の種類	適用された後の額																	
(略)	(略)																	
ユニット型個室的多床室	(略)																	
(略)	(略)																	
従来型個室(老健・医療院等)	(略)																	
(略)	(略)																	
居室の種類	適用された後の額																	

② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

③ 居住費の特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

エ (略)

オ 従来型個室(老健・療養等)を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

①・② (略)

4 (略)

(別添)

境界層該当証明書

(略)

添付書類

境界層該当措置の内容		減額される自己負担(月額)																
(1)	(略)																	
(2)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費等の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(老健・療養等)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旧措置入所者の場合】 特定介護サービスに係る居住費等の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	(略)	(略)	ユニット型準個室	(略)	(略)	(略)	従来型個室(老健・療養等)	(略)	(略)	(略)	居室の種類	適用された後の額			
居室の種類	適用された後の額																	
(略)	(略)																	
ユニット型準個室	(略)																	
(略)	(略)																	
従来型個室(老健・療養等)	(略)																	
(略)	(略)																	
居室の種類	適用された後の額																	

	(略)	(略)
	ユニット型個室の多 床室	(略)
	(略)	(略)
	従来型個室	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	
	(略)	

注 (略)

	(略)	(略)
	ユニット型準個室	(略)
	(略)	(略)
	従来型個室	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	
	(略)	

注 (略)

(改正後全文)

社援保発第0921001号  
平成17年9月21日

社援保発0329第2号  
平成31年3月29日

社援保発0727第1号  
令和3年7月27日

[最終改正] 社援保発0329第5号  
令和6年3月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )

### 境界層該当者の取扱いについて

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者、同令第29条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者、同令第38条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロの規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者、同規則第113条第4号に規定する要保護者及び同規則第172条の2において準用する同規則第83条の5第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和3年7月5日付け老介発第0705第1号老健局介護保険計画課長通知）により都道府県及び市町村あて示されたところであるが、福

社事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成17年10月1日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成12年7月14日社援保第44号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。

また、本通知については、老健局介護保険計画課と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1 基本的な取扱い

#### (1) 境界層該当者と境界層該当措置について

以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。

ア 要保護者であって、給付額減額等の記載（介護保険法（平成9年法律第123号）第69条第1項に規定する給付額減額等の記載をいう。）を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービス（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。以下同じ。）又は滞在費の負担限度額（介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型個室的多床室を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、従来型個室（介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に限る。以下「従来型個室（特養等）」という。）を利用するときには1日につき「820円」、「420円」又は「320円」が、従来型個室（介護老人保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。以下「従来型個室（老健・医療院等）」という。）を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、多床室を利用する場合には「370円」又は「零円」が適用され、特定入所者介護サービス費（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。）又は特定入所者介護予防サービス費（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

- ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第13条（平成9年法律124号）第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型個室的多床室を利用するときには1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」が、従来型個室を利用するときには1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」が、多床室を利用する場合には「370円」又は「零円」が適用され、介護保険法施行法第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
- エ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。以下同じ。）について1日につき「1360円」、「650円」、「390円」又は「300円」（短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。以下同じ。）若しくは短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。）又は介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。））を利用する場合にあつては「1300円」、「1000円」「600円」又は「300円」）が適用され、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
- オ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額（介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）について1日につき「650円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあつては、当該額）」が適用され、介護保険法施行法第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
- カ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等（介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があつた月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

キ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護予防サービス費（介護保険法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ク 要保護者であって、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロの規定に基づき、より低い標準割合（10分の4.55（同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の6.85（同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の6.9（同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13、10分の15、10分の17、10分の19、10分の21若しくは10分の23又は同令第39条第1項第1号から第13号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合（同条第5項から第7項までに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合））が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

区 分	境 界 層 該 当 措 置		
アに掲げる者	(ア)	給付減額等の記載が行われない。	
イに掲げる者	(イ)	特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費又は滞在費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。	
		居室の種類	適用された後の額
		ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」
		ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」又は「490円」
		従来型個室 (特養等)	1日につき「820円」、「420円」又は「320円」
		従来型個室 (老健・医療院等)	1日につき「1310円」又は「490円」
		多床室	1日につき「370円」又は「零円」

ウに掲げる者	(ウ)	<p>特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p>										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 331 901 376">居室の種類</th> <th data-bbox="901 331 1428 376">適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 376 901 470">ユニット型個室</td> <td data-bbox="901 376 1428 470">1日につき「1310円」又は「820円」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 470 901 564">ユニット型個室的多床室</td> <td data-bbox="901 470 1428 564">1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 564 901 658">従来型個室</td> <td data-bbox="901 564 1428 658">1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 658 901 752">多床室</td> <td data-bbox="901 658 1428 752">1日につき「370円」又は「零円」</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」	ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」	従来型個室	1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」	多床室	1日につき「370円」又は「零円」
居室の種類	適用された後の額											
ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」											
ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」											
従来型個室	1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」											
多床室	1日につき「370円」又は「零円」											
エに掲げる者	(エ)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p>										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 929 901 1070">特定介護サービス又は特定介護予防サービスの種類</th> <th data-bbox="901 929 1428 1070">適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1070 901 1303">短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護</td> <td data-bbox="901 1070 1428 1303">1日につき「1300円」、「1000円」、「600円」又は「300円」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1303 901 1444">前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス</td> <td data-bbox="901 1303 1428 1444">1日につき「1360円」、「650円」、「390円」又は「300円」</td> </tr> </tbody> </table>	特定介護サービス又は特定介護予防サービスの種類	適用された後の額	短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護	1日につき「1300円」、「1000円」、「600円」又は「300円」	前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス	1日につき「1360円」、「650円」、「390円」又は「300円」				
特定介護サービス又は特定介護予防サービスの種類	適用された後の額											
短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護	1日につき「1300円」、「1000円」、「600円」又は「300円」											
前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス	1日につき「1360円」、「650円」、「390円」又は「300円」											
オに掲げる者	(オ)	<p>特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、1日につき「650円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあつては、当該額）」が段階的に適用される。</p>										
カに掲げる者	(カ)	<p>保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費が適用される。</p>										
キに掲げる者	(キ)	<p>保護を必要としなくなるまで利用者負担世帯合算額を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護予防サービス費が適用される。</p>										

クに掲げる者	(ク)	<p>保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ若しくは同項第12号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ、同項第9号ロ、同項第10号ロ、同項第11号ロ、同項第12号ロ若しくは同項第13号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10分の4.55(同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の6.85(同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の6.9(同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13、10分の15、10分の17、10分の19、10分の21若しくは10分の23又は同令第39条第1項第1号から第13号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合(同条第5項から第7項までにに基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)が適用される。</p>
--------	-----	--

(2) 境界層措置の優先順位について

境界層措置の優先順位については、老健局介護保険計画課により、上表の①(ア)、②(イ)又は(ウ)、③(エ)又は(オ)、④(カ)又は(キ)、⑤(ク)の順に優先して講ずべきものとされていること。

2 境界層該当者に対する証明書の交付

境界層措置は保険者が行うものであるが、福祉事務所長は、保護の申請に応じ、保護開始時の要否判定を行った結果、境界層該当者であることが明らかになった場合又は保護を受けている者が境界層該当者に該当する場合、別添の証明書及び添付書類(以下「証明書等」という。以下同じ。)を境界層該当者に交付するものとし、その際、保険者に対する境界層該当措置の申請に当たっては当該証明書等を添えて提出するよう教示すること。

3 証明書等の記載

(1) 境界層該当証明書

境界層該当証明書には以下の事項を記載すること。

ア 却下に係る申請日又は保護廃止日

当該者に係る処分が却下の場合には、却下に係る申請日を、保護廃止の場合には、保護廃止日を記載すること。

イ 保護を要しない理由

境界層該当措置により何円以上の減額がなされれば、保護を要さないかを記載すること。

(2) 添付書類

境界層措置は、表中の(1)~(5)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)~(ナ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)~(ナ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)~(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)・(ウ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)~(キ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画及び介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下「ケアプラン」という。)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

ア 多床室を利用する場合

(ア) 介護サービス費合計額(介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する介護サービス費合計額をいう。以下同じ。)の3割の額から介護サービス費合計額の1割の額(介護サービス費合計額の1割の額が4万4400円以上の場合には4万4400円)を減じて得た額

(イ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額をいう。以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。以下同じ。)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ウ) 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「370円」にその月の日数を乗じた額

(エ) 食費の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法施行法第13条第5項第1号に規

- 定する食費の特定基準費用額をいう。以下同じ。)の「1445円」にその月の日数を乗じた額から食費の負担限度額の「1360円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1300円」。)又は特定負担限度額の「650円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- (オ) 食費の負担限度額の「1360円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1300円」。)にその月の日数を乗じた額から負担限度額の「650円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1000円」。)にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「650円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「390円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- (カ) 食費の負担限度額の「650円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「1000円」。)にその月の日数を乗じた額から負担限度額の「390円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「600円」。)にその月の日数を乗じた額を減じて得た額又は特定負担限度額の「390円」にその月の日数を乗じた額から特定負担限度額の「300円(平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額)」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- (キ) 食費の負担限度額の「390円」(短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護を利用する場合にあっては「600円」。)にその月の日数を乗じた額から負担限度額の「300円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- (ク) 利用者負担世帯合算額の「4万4400円」から「2万4600円」を減じて得た額
- (ケ) 利用者負担世帯合算額の「2万4600円」から「1万5000円」を減じて得た額
- (コ) 基準額に標準割合の「 $24/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $23/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
- (サ) 基準額に標準割合の「 $23/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $21/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
- (シ) 基準額に標準割合の「 $21/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $19/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
- (ス) 基準額に標準割合の「 $19/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
- (セ) 基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額を減じて得た額

- (ソ) 基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
  - (タ) 基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
  - (チ) 基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
  - (ツ) 基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
  - (テ) 基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $6.9/10$ （介護保険法施行令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額を減じて得た額
  - (ト) 基準額に標準割合の「 $6.9/10$ （同令第38条第13項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $6.85/10$ （同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額を減じて得た額
  - (ナ) 基準額に標準割合の「 $6.85/10$ （同令第38条第12項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $4.55/10$ （同令第38条第11項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）」を乗じた額を減じて得た額
- ※(コ)~(ナ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

イ ユニット型個室を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「 $2006$ 円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「 $1310$ 円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「 $1310$ 円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「 $820$ 円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

ウ ユニット型個室的多床室を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①から③（③については旧措置入所者のみ）の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「 $1668$ 円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「 $1310$ 円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「 $1310$ 円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「 $490$ 円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費の特定負担限度額の「 $490$ 円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

エ 従来型個室（特養等）を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①から④（④については旧措置入所者のみ）の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1171円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「420円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「420円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「320円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ④ 居住費の特定負担限度額の「320円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

オ 従来型個室（老健・医療院等）を利用する場合

アにおける(イ)・(ウ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1668円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

4 境界層該当者に対する保護廃止の際の留意点

1の各号に該当することにより保護を廃止する場合は、生活保護法による介護扶助が現物給付であるのに対し、高額介護サービス費の支給が償還払により行われることなどから、生活福祉資金の療養・介護資金等の融資制度を含めた他法他施策の活用あっせん等によりその円滑な移行について十分配慮すること。

(別添)

## 境界層該当証明書

住 所

氏 名 ( 年 月 日生)

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、生活保護が（申請却下・廃止）となりましたが、（却下に係る申請日・廃止日）及び保護を要しない理由は、下記のとおりであることを証明します。

### 記

(1) 却下に係る申請日・廃止日  
令和 年 月 日

(2) 保護を要しない理由  
境界層該当措置による 円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。

令和 年 月 日

〇〇福祉事務所長

添付書類

境界層該当措置の内容		減額される自己負担(月額)												
(1)	給付減額等の記載が行われない。													
(2)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る居住費等の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき「1310円」又は「820円」</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>1日につき「1310円」又は「490円」</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(特養等)</td> <td>1日につき「820円」、「420円」又は「320円」</td> </tr> <tr> <td>従来型個室(老健・医療院等)</td> <td>1日につき「1310円」又は「490円」</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>1日につき「370円」又は「零円」</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」	ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」又は「490円」	従来型個室(特養等)	1日につき「820円」、「420円」又は「320円」	従来型個室(老健・医療院等)	1日につき「1310円」又は「490円」	多床室	1日につき「370円」又は「零円」	
	居室の種類	適用された後の額												
	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」												
	ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」又は「490円」												
	従来型個室(特養等)	1日につき「820円」、「420円」又は「320円」												
	従来型個室(老健・医療院等)	1日につき「1310円」又は「490円」												
	多床室	1日につき「370円」又は「零円」												
	<p><b>【旧措置入所者の場合】</b></p> <p>特定介護サービスに係る居住費等の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居室の種類</th> <th>適用された後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき「1310円」又は「820円」</td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>1日につき「370円」又は「零円」</td> </tr> </tbody> </table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」	ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」	従来型個室	1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」	多床室	1日につき「370円」又は「零円」			
	居室の種類	適用された後の額												
	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」												
	ユニット型個室的多床室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」												
	従来型個室	1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」												
	多床室	1日につき「370円」又は「零円」												

(3)	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスに係る食費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。</p>	
	<p>特定介護サービス又は特定介護予防サービスの種類</p>	<p>適用された後の額</p>
	<p>短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護</p>	<p>1日につき「1300円」、「1000円」、「600円」又は「300円」</p>
	<p>前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービス</p>	<p>1日につき「1360円」、「650円」、「390円」又は「300円」</p>
<p><b>【旧措置入所者の場合】</b>          特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、1日につき「650円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額）」が段階的に適用される。</p>		
(4)	<p>利用者負担世帯合算額を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が適用される。</p>	
(5)	<p>保険料が、保護を必要としなくなるまで、市町村が条例で定めるより低い標準割合を乗じて得た額に減額される。</p>	
<p>減額される自己負担（月額）の合計額</p>		

注 (2)については、金額の記載の他に、算定に使用した居室の種類及び境界層措置により適用されることとなる居住費等の負担限度額の段階を「減額される自己負担（月額）」欄に記載すること。

(3)については、金額の記載の他に、境界層措置により適用されることとなる食費の負担限度額の段階を「減額される自己負担（月額）」欄に記載すること。